

◆アクションプログラム3：相互連携・広域化による面的な総合災害対策

災害等に対する給水の安定性を高めるため、ハード面では、水道の基幹施設と応急給水拠点や医療機関等の災害時における給水確保上重要な拠点等とを一体としてとらえたライフラインの確保に重点的に取り組む。近隣の水道事業者等はもとより圏域を越えた広域的な相互融通を可能とする連絡管の整備も含め、災害発生時に必要な水を供給する体制整備する。また、施設が被災した場合においても迅速に復旧を図るための体制を整備、強化する。

また、ソフト面では、防災部局等との連携による地域防災計画の策定や相互応援協定の締結等を推進する。

さらに、複数の水道事業者等からなる連絡協議会を設置し、広域的な災害対策のソフト、ハード面両方からの総合対策の検討、調整を図り、面的な安全度を確保し、断減水被害を最小化する方策を重点的に展開する。

併せて、水道事業者等が実施するこれらの対策を支援するための技術的、財政的な支援措置を充実、強化する。

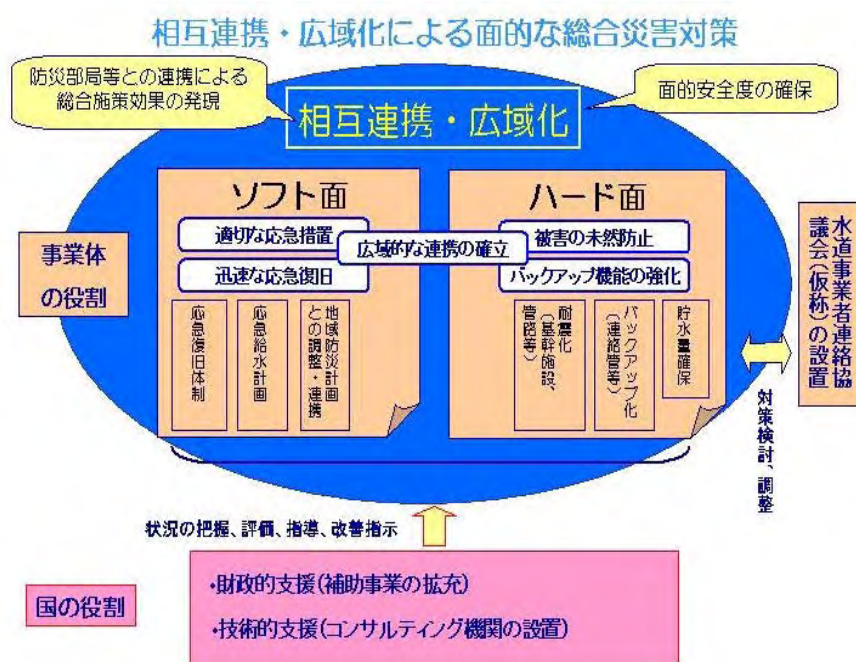


図6-10 相互連携・広域化による面的な総合災害対策アクションプログラム

エ. 環境・エネルギー対策の強化に係る方策

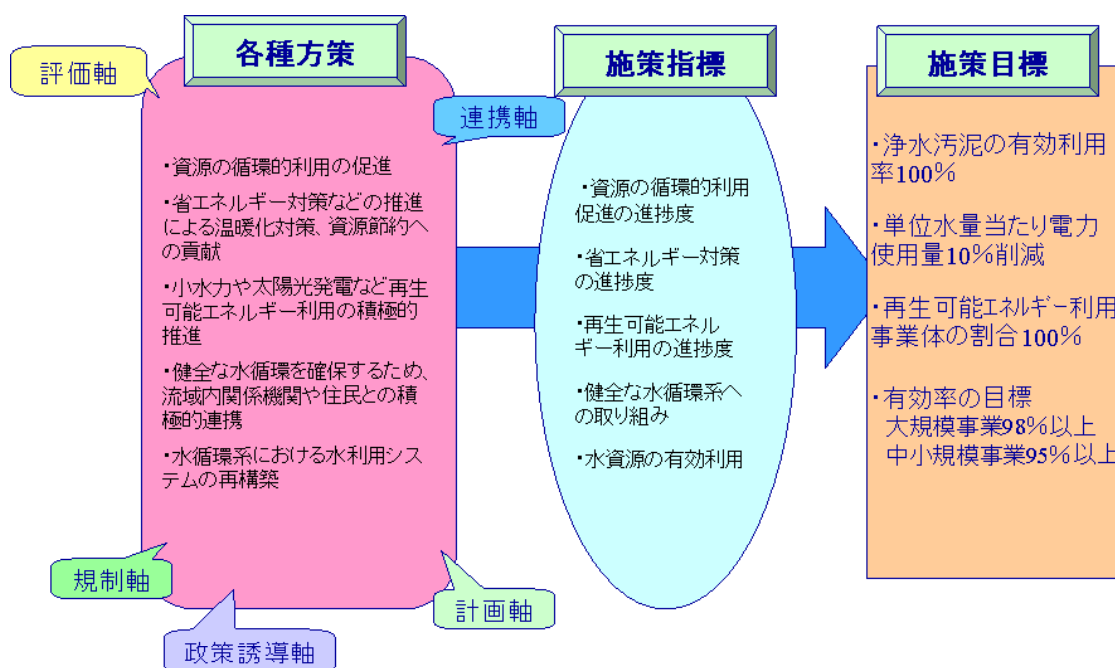


図6-11 環境・エネルギー対策の強化に係る方策

地球温暖化対策や廃棄物減量化、健全な水循環系の構築など環境問題の重要性に鑑み、水道事業においても積極的に社会的責任を果たしていくために、廃棄物等の再資源化や電力使用量の削減、再生可能エネルギー利用の積極的推進、計画的な施設更新等による有効率の向上や水の用途間転用の推進、取排水系統見直し等、環境にやさしい水道システムの構築に係る方策を着実に実施する。

達成すべき代表的な施策目標として、以下を掲げる。

- ・ 浄水汚泥の有効利用率を100%とする。
- ・ 単位水量当たり電力使用量を10%削減（平成13年度実績比）する。再生可能エネルギー利用事業者の割合を100%とする。
- ・ 有効率の目標を大規模事業98%以上、中小規模事業95%以上とする。

また、以下のアクションプログラムを着実に実施する。